



犬のトイレについて考える

◎犬のフンの放置やおしっこについて相談が多く寄せられています。

最近、市には犬のフンはもちろん、おしっこで困っているという相談も多く寄せられています。

その多くは、「誰だか分からないが犬のフンを放置していきい、なぜ自分がかたづけなければいけないのか」や「犬のおしっこを家の角にやられて臭くてたまらない」といったものです。

その中には、「道路のカーブミラーや手すり等の構造物の根元に犬のおしっこがかけられていることがあり、根元が腐食してぼろぼろになってしまう。」といった市役所内部からの相談も寄せられています。

そこで、今回は犬のトイレについて考えたいと思います。

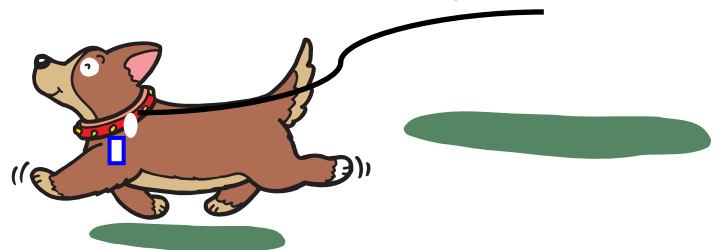
心ない一部の犬の飼い主のために

誰でも、自分の家の前や通り沿いなどに犬のフンやおしっこがされていれば、精神的、衛生的にも気分のいいものではありません。

もちろん、ほとんどの飼い主の方は袋を持ってフンの後始末をしています。

また、最近ではペットボトルに水を入れておしっこの始末も行う方が出てきたようです。

ただ、一部の心ない飼い主の行為によって、一部の犬だけでなく、総ての犬（マナーをちゃんと守っている犬もいます。）の評価をも落すことになってしまっています。



ペットのきもち

みなさんはペットを飼う前に、今後のことをしっかり考えていますか？  
人間の生活の中でペットと切っても切れない間柄になっていく今日でも、未だ人間の身勝手さによって手放されるペットがたくさんいます。

その理由としては、「転居するが転居先では禁止されていて飼えなくなった」「散歩させるのが大変になった」「予想以上に子供をたくさん産んでしまった」などなど。

もちろんやむを得ず手放さなければならぬこともあるかもしれませんが、しかし、そういう場合でも新たな飼い主を探すのが基本です。その努力を怠ってはいけません。

一度飼うと決めたからには、飼い主にはその命を守る責任があります。ペットの幸せを考えてあげてください。ペットは飼い主なしには生きてはいけません。

# 犬の散歩はトイレ？

多くの方は犬のトイレといえば、散歩の時と考えていないでしょうか？実際に散歩の時にトイレをさせている方は多いと思います。

しかし、しつけによって犬のトイレは家で済ませることが出来ます。トイレを済ませてから散歩を行えばよいのです。

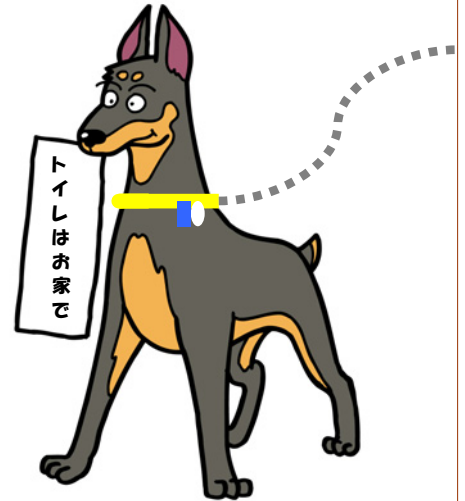
ある飼い主の方は、散歩の時にトイレをさせる習慣にしたことを悔やんでいました。

なぜなら、嵐や雪などの悪天候の時、自分の体調が悪い時など、どんな時でも必ず散歩して排泄をさせてあげなければいけないからです。

また、犬も歳をとり足腰が弱ってきて歩くのが困難になってきても、散歩をしないと排泄せず、抱っこしてまでも連れて行かないといけないという問題も起こってしまうようです。

家でのトイレのしつけを行うことは飼い主はもとより犬にとっても幸せなことなのです。

おす犬のおしっこによるマーキング（においづけ）も、その習慣がつく前の段階の去勢手術としつけで防ぐことができます。（町田市では避妊去勢手術の一部補助があります。詳しくは環境保全課までお問い合わせ下さい。電話042-724-2711）



## 犬のトイレを家でさせるには

### これから犬を飼う方やまだ幼い犬を飼っている方

しつけすることによって、家でトイレをさせることができます。

方法としては、まだ幼い頃の犬の場合トイレの回数が多いため、しそうな時に、させたい場所に連れて行き、うまくできた場合、いっぱいほめてあげるといいようです。

ただし、最初の内はどうしても、思っているところでうまくできないこともあると思われます。その時は、大騒ぎせず（騒ぐことによって、ここですると飼い主が遊んでくれていると勘違いしてしまうようです）犬を別の見えない場所に連れて行き、犬に見られないように後始末をしてください。

何度も、根気強く続けることが、大切です。

### 既に散歩でトイレをする習慣がついてしまった飼い主の方

一度習慣づいたことを、直していくのは、大変なことだといわれています。

しかし、根気強く続けていくことで、家でトイレをさせることは不可能ではないと思います。

まず、家の前や庭先など、近い場所から始めてみるのも良いようです。

## 町田市からのお願い

家でできるまで、これからもフンやおしっこの始末をお願いします

また家でできたとしても、もしもの時のため必ず、始末できる準備もお願いします。

ペットお遊び川柳

あ、そのフン 放置しないで 持ってって

# 猫の室内飼育について

町田市では、猫の飼い主のみなさんに猫の室内飼育をおすすめしています。

その理由は次の3点です。

1. 猫の外飼いによる近隣への迷惑（ふん尿、マーキング、ガーデニングへの被害など）が問題となっています。これらの迷惑に対し飼い主が手をこまねいていることは、猫嫌いの人を増やし、市民と猫との共生にとって好ましくありません。
2. 外飼いの猫は、病気感染の危険に日常的にさらされています。また、交通事故の危険性もあります。
3. 「飼い主のいない猫（のら猫）」との交配により「不幸な命」が産まれる可能性があります。

## 「家庭動物の飼養及び保管に関する基準」では次のように定めています。

□第5 ねこの飼養及び保管に関する基準

2 ねこの所有者等は、疾病の感染防止、不慮の事故防止等ねこの健康及び安全の保持並びに周辺環境の保全の観点から、当該ねこの屋内飼養に努めること。屋内飼養以外の方法により飼育する場合にあっては、屋外での疾病の感染防止、不慮の事故防止等ねこの健康及び安全の保持を図るとともに、頻繁な鳴き声等の騒音又はふん尿の放置等により周辺地域の住民の日常生活に著しい支障を及ぼすことがないように努めること。

3 ねこの所有者は、繁殖制限に係る共通基準によるほか、屋内飼養によらない場合にあっては、原則として、去勢手術、不妊手術等繁殖制限の措置を講じること。

## 猫の室内飼育は努力義務です。

上記の「基準」は猫の飼い主の屋内飼養（＝室内飼育）の努力義務を定めたもので、「室内飼育」そのものが義務ではありません。

しかし、室内飼育しない場合は、避妊・去勢手術などの繁殖制限することの規定もあります。

町田市としては、室内飼育の趣旨を理解いただいたうえで猫の室内飼育をすすめています。



## 猫の室内飼育は可能です。

猫は本来臆病な動物で、自分のエリアを頭に刻み込み（猫地図といったりします）、よほどのことがない限りエリアから出ようとはしません。外に出さなければ室内だけを自分のエリアと認識します。

既に外飼いしてしまった場合は、1ヶ月程度外に出さないことによって室内をエリアと認識させることが可能です。

運動については、高低差をすることにより十分可能です。平面移動の運動が中心の犬と異なる点です。

また、室内飼育を円滑に進めるためにも、避妊・去勢手術を行いましょう。

『町田市動物との共生を考える懇談会』での報告が町田市長に提出されました。

2006年9月29日に第1回の動物との共生を考える懇談会が開催されてから2007年3月9日までに全7回にわたる会議が行われ、その調査・検討結果として、2007年3月20日に市長に報告書が提出されました。

報告内容について、何号かにわたってみなさんにお知らせしたいと思います。

## 1. 動物との共生についての基本的な考えについて

「市民と動物との共生」の課題が持つ意味・基本的な考え方について、以下の4点を述べています。

- ①動物と共生することは、心豊かな地域社会を築きます。
- ②動物との共生にとって大切なのは、飼育者の自覚です。
- ③動物について正しい知識を持つことはすべての市民に必要です。
- ④共生社会実現のためにはそれぞれが果たすべき責務があります。

## 2. 町田市が到達すべき動物との共生社会の実現像

町田市が目指すべき、動物との調和のとれた共生社会の実現像について以下の5点を述べています。

- ①飼育者が「ルールとマナー」を守って動物を飼育していること。
- ②市民が動物に対する正しい理解を持って適正な関係を築けており、動物との共生に必要な知識が一般常識となっていること。
- ③それらのことが、地域社会の住民同士の相互理解や協調関係により実現できるようになっていること。
- ④動物の飼育にとって必要な条件整備が図られていること。
- ⑤災害時などの飼育動物についての危機管理体制が確立していること。

☆報告書は境川クリーンセンター窓口で閲覧できます。また町田市ホームページでも公開しています。

◎次号は、町田市の現状、基本的な視点などについてお知らせします。

**今年もわんわんグリーンキャンペーンを実施します!!**

1面にもありますが、犬の飼育で相談の多い犬のフンの放置をなくすため、犬の飼い主に対してマナーとルールを守ることを呼びかけることを目的として犬のフン拾いに取り組むキャンペーンを今年も実施いたします。

犬の飼育者の意識向上を目指すため、ぜひ参加してみませんか。

○日時 第1回 9月23日(日) - 申込期限 8月31日

第2回 11月25日(日) - 申込期限 未定

○申込方法 所定の用紙を郵送または持参してください。申し込み用紙は境川クリーンセンター窓口で配布するほか、町田市ホームページ (<http://www.city.machida.tokyo.jp/>) でダウンロードすることができます。

○個人でも団体でも申込ができます。実施場所は各自で決めていただきます。

主 催 まちだ動物愛護のつどい実行委員会

問合せ先 町田市環境保全課

電話 724-2711



左より池澤会長、碓氷副会長、石阪市長

**みなさんのご参加を  
お待ちしております!**